

我が国における「法律、政令、省令」の概要

<貨物の輸出>

<技術の提供>

第48条第1項

外国為替及び
外国貿易法（外為法）

第25条第1項、第3項

「別表第1」に
規制対象貨物
を記載

輸出貿易管理令
（輸出令）

外国為替令
（外為令）

「別表」に
規制対象技術
を記載

規制対象貨物の
「スペック」を
記載

貨物等省令[※]

規制対象技術の
「スペック」を
記載

[※]「貨物等省令」：輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

貨物の輸出と技術の提供

—日本—

—外国—



船積み

貨物の輸出

注意

ハンドキャリー
での持ち出しも
輸出



工場の設備



販売

研修員受入れ (非居住者)



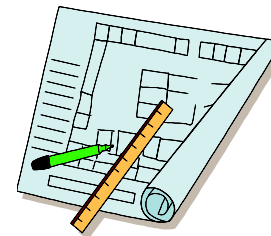
技術指導



注意

技術取引は日本国内においても発生
する可能性あり！

技術の提供



設計図
データ



技術指導